（保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第二条　保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定める件（平成十一年一月大蔵省金融監督庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

前文中「及び第二百二十八条」を「、第二百二十八条及び第二百七十一条の二十八の二」に改める。

第一号中「基準」の下に「（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）」を加え、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。

$$\frac{\text{法第130条第1号に掲げる額}}{(1/2)\times(\text{法第130条第2号に掲げる額})}$$

本則に次の一号を加える。

五　法第二百七十一条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。

$$\frac{\text{法第271条の28の2第1号に掲げる額}}{(1/2)\times(\text{法第271条の28の2第2号に掲げる額})}$$

（保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件の一部改正）

第三条　保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（平成二十二年四月金融庁告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号の改正規定中「第六十九条第五項の規定に基づき」の下に「追加して」を加え、「保険料積立金の額を積み立てていないものとして」を「保険料積立金の額を積み立てていないものとした場合に」に、「積み立てておくことが必要である保険料積立金」を「追加して積み立てておくことが必要である保険料積立金」に改め、「計算した払戻積立金の額」の下に「（規則第七十条第三項の規定に基づき追加して積み立てた払戻積立金の額を除く。）」を、「第七十条第三項の規定に基づき」の下に「追加して」を加え、「払戻積立金の額を積み立てていないものとして」を「払戻積立金の額を積み立てていないものとした場合に」に、「積み立てておくことが必要である払戻積立金」を「追加して積み立てておくことが必要である払戻積立金」に改める。

第一条第二項の前に一項を加える改正規定中「合計額（」の下に「ただし、当該合計額が零未満の場合は零とし、」を加え、「であるものをいう。以下同じ。」を「であるものをいう」に改める。

第二条第五項の改正規定中「対象取引残高」の下に「の欄に掲げる額（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に同表のデリバティブ取引の欄に掲げる取引を行っていると認められる場合には、当該取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。ただし、当該額が零未満となる場合には、零とする。）」を加える。

「

リスク対象資産	下落率	
国内株式	20%	
邦貨建債券	2%	
外国株式	10%	を
外貨建債券、外貨建貸付金等	1%	
為替リスクを含むもの	10%	

」

別表六の二Ⅱ．1．の改正規定中

「

リスク対象資産	下落率
国内株式	20%
外国株式	10%
邦貨建債券	2%
貨建債券・外貨建貸付金等	1%
不動産（国内土地）	10%
金地金	25%
商品有価証券	1%
為替リスクを含むもの	10%

」

「

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^{5}\sum_{j=1}^{5} X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^{5} X_i \delta_i}$$

」

を

「

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^{8}\sum_{j=1}^{8} X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^{8} X_i \delta_i}$$

」

に、

「

	ρ_{ij}							
		1 国内株式	2 外国株式	3 邦貨建債券	4 外貨建債券・外貨建貸付金等	5 為替リスクを含むもの		
1	国内株式	1.00						
2	外国株式	0.50	1.00					
3	邦貨建債券	0.00	0.00	1.00				
4	外貨建債券・外貨建貸付金等	0.00	0.00	0.00	1.00			
5	為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00		

リスク対象資産

」

に、

「

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^{5}\sum_{j=1}^{5} X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^{5} X_i \delta_i}$$

」

を

「

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^{8}\sum_{j=1}^{8} X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^{8} X_i \delta_i}$$

」

に、